

仕 様 書

- 1 委 託 名 秋田市園芸振興センター施設警備保障業務委託
- 2 委託箇所 秋田市仁井田字小中島地内 (別紙図面のとおり)
- 3 対象施設 秋田市園芸振興センター 4棟
- ・管理棟 (木造平屋建) 延床面積：338.59㎡
 - ・研修棟 (木造平屋建) 延床面積：158.99㎡
 - ・作業棟 (鉄骨造一部2階建) 延床面積：401.25㎡
 - ・格納庫 (木造平屋建) 延床面積：218.61㎡
- 4 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 業務の概要

秋田市園芸振興センターにおいて、警備業法 (昭和47年7月5日法律第117号) に基づき施設警備保障業務を行い、異常発生時には警備員による緊急対応を行うこと。施設警備保障業務は、防犯監視および防火監視に関するものとする。

6 施設警備保障業務の内容

(1) 受託者は、次の機械警備設備を設置すること。

なお、現在の設置・運用している設備を使用することも可とする。

ア 防犯センサー (1式)

イ 火災センサー (1式)

ウ 制御装置 (1式)

エ 操作盤 (4施設) (1式)

オ フラッシュライト (異常時) (1個)

カ 操作カード (ICスティック) (1式)

キ その他業務の履行に必要な機器

ク 設置する機器類の所有は、受託者に属する。

ケ 主通信回線の設置および通信費は、受託者負担とする。

通信設備はバックアップ機能を有すること。

コ 防犯監視エリアは、4施設とする。

サ 管理棟にて、他の3施設の遠隔操作制御を可能とすること。

シ 機器の設置場所等の図面は、指名通知の際に提供する。

(2) 施設警備保障業務の体制

- ア 施設警備保障業務を管理する基地局が秋田市内にあること。
- イ 基地局は、異常発生時に警備員を急行させること。警備員は、警備業法で定める法定教育を終了していること。
- ウ 警備員は、対象施設の周辺地域に待機していること。異常発生時に対応する警備員は1名でも可とする。

(3) 異常発生時の業務

対象施設に急行した警備員は、異常事態を確認後、基地局へ状況を報告するとともに、必要に応じて警察、消防等の関係機関へ緊急通報するなど、敏速かつ適切な措置を講じること。また、速やかに施設担当職員に連絡をすること。

(4) 報告

ア 月次報告

毎日の警備結果を記した月間の警備結果を、報告書により提出すること。

イ 異常発生時の処置報告

異常事態が発生したときは、その処置経過について報告書を提出すること。誤報のときも同様とする。

7 その他

(1) 委託料の支払い

施設警備保障業務の委託料は、当該月分を翌月以降に支払うものとする。

(2) 鍵の預託

対象施設の入所に必要な鍵を受託者へ預託する。

(3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定する。